受付印

## 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日			
	年	月	日

(あ	て先)	橋本市	打長
(あ	て 先)	──倘本□	打手

	(めて元) 作	司平川工	ξ															
申	住所又は 所在地										電話番号							
請者	氏名又は法人 の名称及び 代表者氏名												指定 番号					
	法人番号													※個	人番	号の記	遺載	は不要です
	地方税法第321条の5の2及び橋本市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例に ついて承認を申請します。																	
1	. 特例の適用を 税額	令	令和 年 月分以後の給与·市民税·県民税·特別徴収税額															
	申請の日前6	n 目間 <i>0</i>	)各目	末		年	(		)	(		)		年	(	)	(	)
	の給与の支払	•		月		)	1			円		月		人		円		
	び各月の支払金額(臨時勤務						(		)			)		年	(	)	(	)
者に係るものについては()						月		)	\			円		月		人		円
	内に内書きすること。)						(		)	(		)		年	(	)	(	)
						月		)	٨_			円		月		人		円
2	. イ 現に滞納場 がむをに間の 自申特に のれたこ	合で、 い理由に の理由 1年以下 承認が耳	それがる 内に とれがる	や場期さ														

## 辞退届出書

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、 年 月分から辞退します。 なお、特別徴収税額は前月分までのものを含めて翌月10日までに納入します。

辞退理由: 1. 給与の支払を受ける者が常時10人以上となったため。

2. (

## 記入上の注意事項等

その年月日

- 1. 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例制度について
  - (1) この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人来満の事務所等の特別徴収義務者です。
  - (2) この特例の承認を受けた後において、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- 2. 申請書の書き方
  - (1) 1 欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。
  - (2) 2 欄は、該当する場合に限り記入してください。

*処理区分	年	月	日承認	1	年	月	日却下	年	<u>.</u>	月	日取消
-------	---	---	-----	---	---	---	-----	---	----------	---	-----